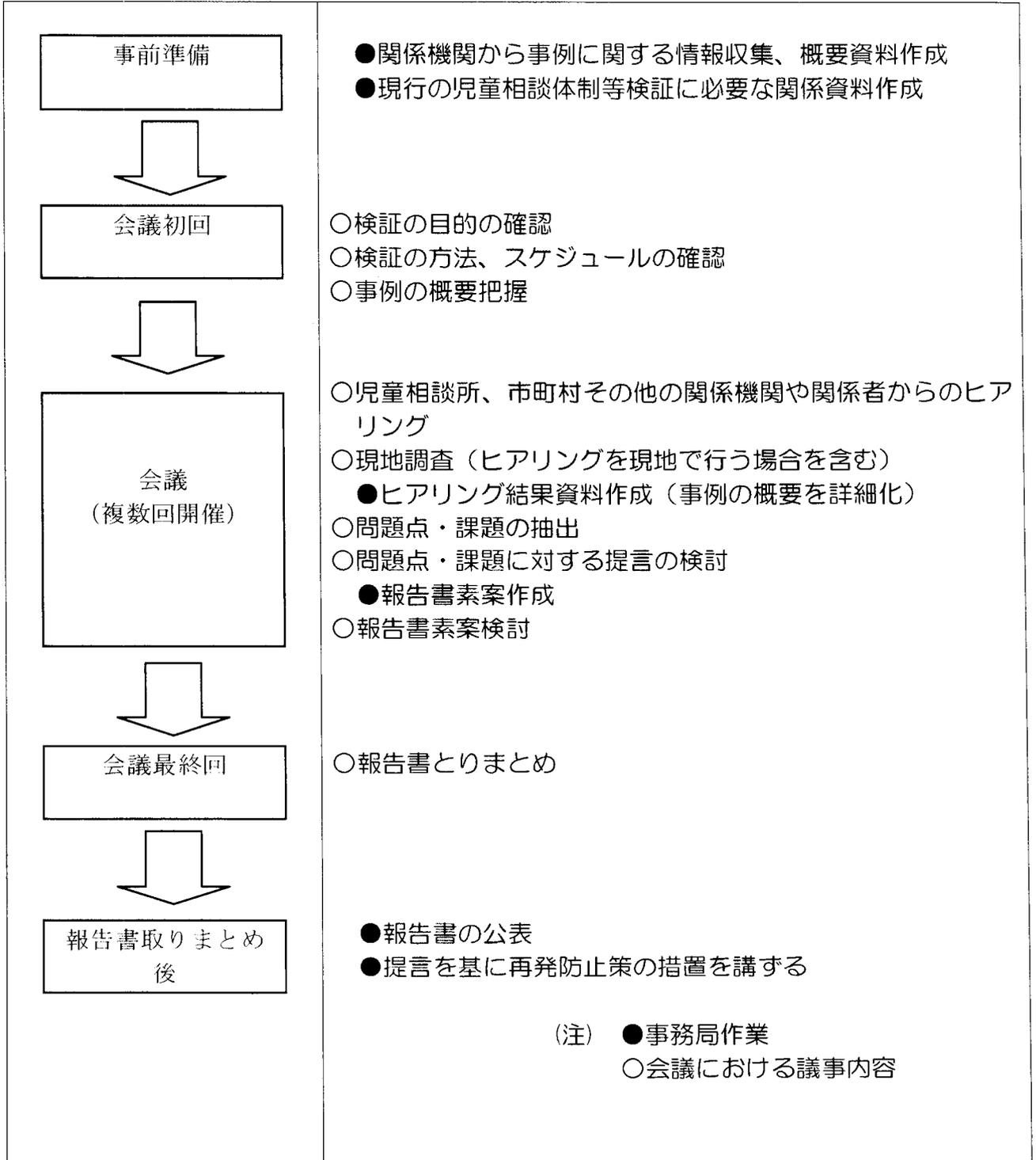


【参 考】 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する。



1) 事前準備

(1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は、下記の事項に関する情報収集を行う。
この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。

- ・死亡した子ども及び家族の状況、特性等
- ・死亡に至った経緯
- ・児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等）
- ・市町村の関与状況等
- ・その他の関係機関の関与状況等

(2) 資料準備

- (1)で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

※ 「事例の概要」には、この後、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

- 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。
 - ・各児童相談所の組織図
 - ・職種別スタッフ数
 - ・相談件数
 - ・相談対応等の概要
 - ・その他必要な資料
- 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。

2) 事例の概要把握

会議初回には、検証に当たり、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。

(1) 確認事項

- 検証の目的
- 検証方法（関係機関ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）

○ 検証スケジュール

(2) 事例の概要把握

- 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- 疑問点や不明な点を洗いだす。

3) 事実関係の明確化

事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。

(1) 関係機関ごとのヒアリング

- ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。
- ヒアリングの対象者は、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者とし、必要と状況に応じて、事例を直接担当していた職員を対象とする。
- ヒアリングは、状況に応じて本庁等で実施するか、あるいは、検証委員及び事務局が現地に赴き実施する。
- ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点や、事例に直接関わった機関の所属長あるいは担当職員の意見を客観的に聴取し、事例の全体像及び関係機関との関与状況をさらに詳細に把握していく。
- ヒアリングは、個人の責任追及や批判を行うためのものではない。
- 事務局は、ヒアリングの内容について記録を作成するとともに、当初作成した「事例の概要」に、追記していく。

(2) 現地調査

- 子どもの生活環境等を把握するために、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。
- 事務局は、現地調査の結果について記録を作成する。

4) 問題点・課題の抽出

関係機関ごとのヒアリング等により、事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題、その他の問題点・課題を抽出する。

- ※ この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき、建設的な議論を行うことが期待される。

5) 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を提言する。

6) 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

(1) 報告書の作成

- 報告書の骨子について検討する。
- 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。

(盛り込むべき内容例)

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- ・ 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点・課題
- ・ 問題点・課題に対する提案（提言）
- ・ 今後の課題
- ・ 会議開催経過
- ・ 検証組織の委員名簿
- ・ 参考資料

- 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。
- 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

(2) 公表

- 事務局は報告書を公表するとともに、厚生労働省に報告書を提出する。
注：子ども虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、改正後の児童虐待防止法において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されたことから、検証結果は公表されるべきであるが、公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。

- (3) 報告書の提言を受けて
- 事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告する。

1. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員

岩城 正光	NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち理事長
上野 昌江	大阪府立大学看護学部教授
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
○柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
坂本 正子	甲子園短期大学家政学科教授
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
◎松原 康雄	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授

◎：委員長、 ○：委員長代理

2. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会開催経過

□「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」

第9回 平成18年4月28日（金）

- ・児童虐待による死亡事例の検証について
- ・今後の検証の進め方

第10回 平成18年7月27日（木）

- ・児童虐待による死亡事例の検証について
- ・今後の検証の進め方

第11回 平成18年9月21日（木）

- ・児童虐待による死亡事例等調査結果について
- ・児童虐待による死亡事例等検証のガイドラインについて、他

第12回 平成18年12月25日（月）

- ・児童虐待による死亡事例等調査結果のまとめ方について、他

第13回 平成19年1月19日（金）

- ・児童相談所運営指針の見直しについて
- ・児童虐待による死亡事例等の検証ガイドラインについて、他

第14回 平成19年3月19日（月）

- ・児童虐待による死亡事例等の検証結果等について、他

第15回 平成19年5月25日(金)
・第3次報告書(案)について

□「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」における児童虐待事例に係る現地調査

- ・平成18年11月15日(水)
- ・平成18年11月17日(月)
- ・平成18年12月18日(火)
- ・平成18年12月21日(金)

少年法等の改正までの経緯

- 15年12月 青少年育成施策大綱を決定。
- 16年 9月 法務大臣が法制審議会に対し、少年法等改正案要綱(骨子)を諮問。
- 17年 1月 法制審議会少年法部会が要綱(骨子)を可決。
- 3月 少年法改正法案閣議決定
- 6月 衆議院付託(法務委員会) → 審査未了
- 8月 衆議院解散による廃案
- 18年 2月 国会提出 → 継続審議
- 9月 国会提出 → 継続審議
- 19年 1月 国会提出
- 4月 衆議院法務委員会において与党議員による修正案提出
- 5月 参議院本会議において可決され成立
- ※ 施行は公布から6か月を超えない範囲で政令で定める日

少年法等の改正のポイント

1. 触法少年に係る事件の調査

① 警察の調査権の明確化

- ・ 警察官は、触法少年を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができるものとする。

注：調査の内容・・・任意の事情聴取、搜索、押収等（逮捕はできない）

② 重大な触法事件の原則家裁送致

- ・ 都道府県知事（児童相談所長）は、重大な事件を起こした触法少年については、家庭裁判所送致の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認めるときはこの限りでない。

注：重大な事件・・・故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、②死刑、無期、2年以上の懲役・禁固に当たる罪（例：殺人、傷害致死、現住建造物等放火、強盗等）

2. 14歳未満の少年の保護処分の見直し

○ 少年院の入所年齢の下限（現行14歳）をおおむね12才に引き下げ

- ・ おおむね12才以上の少年については、初等少年院・医療少年院への入所を可能にする。ただし、家庭裁判所が「特に必要と認める場合」に限る。

注：14歳未満の少年に対する処分（現行）・・・児童自立支援施設送致、保護観察等

「認定こども園」制度化の背景

これまでの取組み(幼保の連携促進)

○幼稚園・保育所の施設の共用化のための指針の策定 等

少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取組みだけでは対応できない状況が顕在化。

- ・親の就労の有無で利用施設が限定(=親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園)
- ・少子化の進む中、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化。運営も非効率
- ・保育所待機児童が約2万人存在する一方、幼稚園利用児童は10年で10万人減少
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が大幅に不足

新たな選択肢としての 「認定こども園」制度

多様なニーズに対応

- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能に。
- ・適切な規模の子ども集団を保ち子どもの育ちの場を確保。
- ・既存の幼稚園の活用により待機児童が解消。
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実。

「認定こども園」制度の概要と現状①

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定
- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
 - ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H19.8.1現在)
幼保連携型	<p>幼稚園と保育所が一つの枠内に並列して示されています。</p>	幼稚園と保育所の補助の組合せ	49カ所
幼稚園型	<p>幼稚園の枠内に保育所機能が追加されています。</p>	幼稚園の補助制度	37カ所
保育所型	<p>保育所の枠内に幼稚園機能が追加されています。</p>	保育所の補助制度	13カ所
地方裁量型	<p>幼稚園機能と保育所機能が併記されています。</p>	(一般財源)	6カ所
			計105カ所

「認定こども園」制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	10	滋賀県	1
青森県	1	京都府	0
岩手県	3	大阪府	1
宮城県	1	兵庫県	12
秋田県	9	奈良県	0
山形県	3	和歌山県	0
福島県	1	鳥取県	0
茨城県	4	島根県	0
栃木県	5	岡山県	1
群馬県	5	広島県	5
埼玉県	0	山口県	1
千葉県	2	徳島県	1
東京都	3	香川県	0
神奈川県	4	愛媛県	1
新潟県	0	高知県	3
富山県	1	福岡県	6
石川県	5	佐賀県	4
福井県	0	長崎県	1
山梨県	0	熊本県	0
長野県	2	大分県	1
岐阜県	0	宮崎県	2
静岡県	0	鹿児島県	3
愛知県	3	沖縄県	0
三重県	0	合計	105

幼保連携推進室調べ(平成19年8月1日現在)

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員集団の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)
 - ※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

保育所の現状と多様な保育サービスの実施状況

認可保育所数(H18.4.1現在)

	合計	公立	私立
施設数	22,699	11,848	10,851
利用児童数	200万人	97万人	103万人

《事業名》	《事業内容》	《16年度実績》	《17年度実績》	《子ども・子育て 応援プラン目標値》
延長保育	11時間の開所時間を超えて延長保育を実施する保育所に対して補助	12,954か所	13,083か所	16,200か所
休日保育	就労形態の多様化にかんがみ、保育に欠ける児童を対象に、日曜・祝日も含め、年間を通じて開所する保育所に対して補助	607か所	681か所	2,200か所
夜間保育	午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して補助	64か所	66か所	140か所
病児・病後児保育 (乳幼児健康支援 一時預かり事業)	保育所に通所中の児童が病気の回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所、病院等における一時預かり等を実施	496か所 (派遣型含む)	598か所 (派遣型含む)	1,500か所 (派遣型含む)

「放課後子どもプラン」について

【基本的考え方】

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算に計上。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化(放課後子どもプラン推進事業)し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」の平成19年度予算のポイント

「放課後子どもプラン推進事業」

「放課後子ども教室推進事業」(新規)

【予算額 68.2億円 か所数 1万か所】

- ▼ すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等の取組を推進する。
- 地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3か年計画)の取組を踏まえた事業の拡充(委託事業一補助事業へ)
- 学習支援の充実
学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実
- 次年度からの取組支援
- 放課後子ども教室を設置する際の備品購入費補助の創設

「放課後児童健全育成事業」の拡充

【予算額 158.5億円 か所数:2万か所】

- ▼ 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条の2第2項に規定)
- 基準開設日数(250日)の設定
- 必要な開設日数の確保
- 適正な人数規模への移行促進
- 新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増
- 既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助の創設

文部科学省

厚生労働省

原則として、全国すべての小学校区での実施を目指す

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省：文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討一全市町村に設置

コーディネーターの配置【担当省：文部科学省】

両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施一全小学校区に配置

活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省：文部科学省】

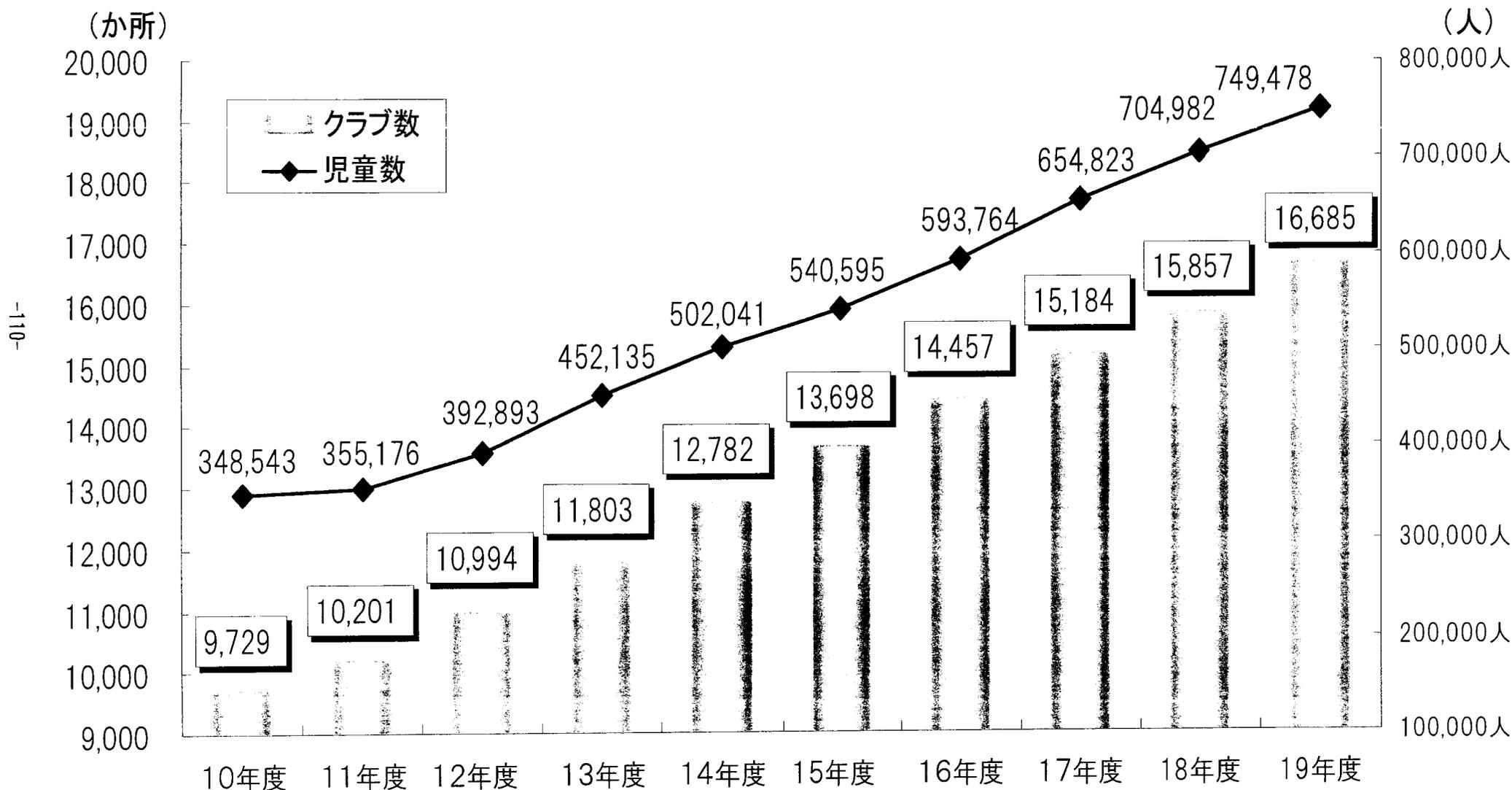
行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討一全都道府県・指定都市・中核市に設置

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省：文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進一全都道府県・指定都市・中核市で開催

放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移

○ 平成19年では、クラブ数は16,685か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

児童手当法の一部を改正する法律の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円とする。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(改正前)

(改正後)

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円



月額1万円 (倍増)
月額1万円 (現行どおり)

施行日：平成19年4月1日 (最初の支給月 6月)

※所得制限あり(政令事項) サラリーマン家庭の標準4人世帯で年収860万円(現行どおり)

(参考) 3歳以上小学校修了前の児童の養育者に対する児童手当(現行どおり)

- ・支給額：第1子、第2子 月額 5千円
第3子以降 月額 1万円
- ・所得制限あり(上記と同じ)

